

## **[事案 26-194] 転換契約無効請求**

・平成 27 年 9 月 29 日 裁定不調

### **<事案の概要>**

転換時の募集人による説明が不十分であったことを理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 16 年 1 月、一部転換により、昭和 63 年 9 月に契約した終身保険の保険金額を 1,000 万円から 700 万円に減額し、医療終身保険に転換したが、①転換後契約では、65 歳以降の解約返戻金の金額が減少していくこと、②分割前契約の医療特約の保険期間を 80 歳まで継続するための具体的な提案について、募集人より説明を受けていないことから、分割前契約に復旧してほしい。

### **<保険会社の主張>**

本件手続にあたっての募集人の説明に不備はなく、説明の際、減額後の存続契約と転換後契約それぞれの解約払戻金の金額の推移を記載した書類の他、転換後契約の解約払戻金の金額が将来減少することが読み取れる書類を交付しているため、申立人の請求に応じることができない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明に不十分な点があったかどうかなど転換時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、契約転換の無効は認められないが、募集人は、解約返戻金推移を記載した資料の内容を説明しておらず、分割前契約の医療特約を 80 歳まで継続できることは説明したが具体的な提案をしなかったなど説明不十分の可能性があったと認められるなどの事情を考慮して、本件は和解による解決を図ることが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条 2 項にもとづき、裁定不調として手続を終了した。